

○ 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2114号） 改正 新旧対比表

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成29年3月31日付け28農振第2114号 <u>最終改正</u> <u>平成30年3月29日付け29農振第2602号</u> 農林水産省農村振興局長通知</p> <p>第1 【略】</p> <p>第2 小水力等発電導入支援事業 1 事業内容等 要綱別表1の<u>3の(1)のi</u>の小水力等発電導入支援事業（以下「導入支援事業」という。）の事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5)【略】</p> <p>2・3【略】</p> <p>4 採択基準 要綱<u>第4</u>の農村振興局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4)【略】</p> <p>第3 小水力等発電導入技術力向上研修事業 1 事業内容 要綱別表1の<u>3の(1)のii</u>の小水力等発電導入技術力向上研修事業（以下「研修事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3)【略】</p> <p>2・3【略】</p> <p>4 採択基準 要綱<u>第4</u>の農村振興局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2)【略】</p> | <p style="text-align: center;">小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成29年3月31日付け28農振第2114号 農林水産省農村振興局長通知</p> <p>第1 【略】</p> <p>第2 小水力等発電導入支援事業 1 事業内容等 要綱別表1の<u>2の(3)のi</u>小水力等発電導入支援事業（以下「導入支援事業」という。）の事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5)【略】</p> <p>2・3【略】</p> <p>4 採択基準 要綱<u>第4の1</u>の農村振興局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4)【略】</p> <p>第3 小水力等発電導入技術力向上研修事業 1 事業内容 要綱別表1の<u>2の(3)のii</u>小水力等発電導入技術力向上研修事業（以下「研修事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3)【略】</p> <p>2・3【略】</p> <p>4 採択基準 要綱<u>第4の1</u>の農村振興局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2)【略】</p> |

5～7【略】

第4 集落排水施設効率性向上実証事業

1 事業内容等

要綱別表1の3の(1)のiiiの集落排水施設効率性向上実証事業（以下「集排実証事業」という。）の内容は、農業集落排水施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の確立に向けた実証等を行うものであり、具体的には、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3)【略】

2～5【略】

6 採択基準

要綱第4の農村振興局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)【略】

7・8【略】

第4 集落排水施設効率性向上実証事業

1 事業内容等

要綱別表1の2の(3)のiii集落排水施設効率性向上実証事業（以下「集排実証事業」という。）の内容は、農業集落排水施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の確立に向けた実証等を行うものであり、具体的には、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3)【略】

2～5【略】

6 採択基準

要綱第4の1の農村振興局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)【略】

7・8【略】

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。